

日露戦争後の日本赤十字社殉職救護員の靖國神社合祀

河合利修

一 はじめに

日本赤十字社は明治十（一八七七）年五月、西南戦争の傷病兵を救護するために博愛社として創立され、我が国がジュネーブ条約に加入したのを受けて、明治二十（一八八七）年に日本赤十字社と改称、現在に至っている。日本赤十字社（以下、日赤）の中心事業は、太平洋戦争終了までは、陸海軍の衛生事業を補助する戦時救護であった。日赤救護班が陸海軍の衛生部隊のなかに入り、軍法に従い、傷病兵を救護したのである。標準的な救護班は、医長を責任者として、医員、書記、調剤師、看護婦長、看護人長、看護婦看護人からなっていた。¹⁾

日赤が戦時救護事業を本格的に行ったのは、日清戦争に

おいてであったが、靖國神社への日赤救護員の合祀は、日露戦争後に同戦争で死没した救護員の合祀を嚆矢とする。前述のように、日赤救護班は軍隊のなかで衛生事業を行うが、日赤は民間団体であるから、合祀は「特別」であり、同時に名誉と考えられていた。以降、シベリア出兵、日清戦争、日中戦争と太平洋戦争の殉職救護員が合祀されることとなった。

日赤殉職救護員の靖國神社合祀については、日赤や靖國神社の刊行物にも記されており、一般に知られていないというわけではない。しかし、入手可能な史料が現在のところ限られていることもあってか、研究はほとんどとされていないのが実情である。したがって、本稿では、日赤殉職救護員の靖國神社合祀について、おもに日赤の史料に基づき

ながら、論ずる。ただし、本来ならば、日清戦争から太平洋戦争までの殉職救護員の合祀について論じるべきであるが、利用可能な史料が限られているか、あるいはほとんど存在しないため、ここでは研究対象を、日露戦争で死亡した日赤救護員の靖国神社合祀にほぼ限定する。

なお、現在、看護師という用語が一般的に用いられているが、本稿では、看護人と区別するためにも、看護婦という用語を使用する。また、死亡した日赤救護員は、救護員死没者、死没救護員などいくつかの表現があるが、殉職救護員あるいは日赤殉職救護員という名称で統一した。最後に、漢字は原則として現在の字体を使用することとする。

二 先行研究および一次史料について

日本の論文検索サイトOJiEを利用して、まず、論文検索で「日本赤十字社」および「靖国神社」のキーワードで検索を行ったが、検索結果はゼロ件であった。次に全文検索で同じく「日本赤十字社」と「靖国神社」のキーワードで検索を行ったところ、十八件が該当した。さらに、「合祀」のキーワードを加えると、五件となった。そのうち、文献目録二件を除き、日本赤十字社の救護員の靖国神社合祀に関連する記述があったのは、二件であった。⁽²⁾しかし、両論文とも、日赤殉職救護員の靖国神社合祀そのものを研

究対象としてはおらず、日赤の救護看護婦の戦時救護を論じる際に、合祀について触れているに過ぎない。したがって、日赤殉職救護員の靖国神社合祀に関する論文は、これまでのところ皆無と言ってよいだろう。

主な著作では、秦郁彦『靖国神社の祭神たち』において、「女性の祭神たち」として日赤救護看護婦が扱われている。⁽³⁾

日赤の一次史料については、当時の決裁文書などがファイルにとじられているが、関係のファイルは合祀の年代順に、『救護員死没者靖国神社合祀関係 自三十二年至四十年』、『西伯利派遣救護員死没靖国神社合祀 大正十五年』、『明治二十七八年戦役救護員死没靖国神社合祀 昭和四年』の三冊である。⁽⁴⁾これらのなかで、一番目のファイル、すなわち日露戦争殉職救護員の合祀に関するものが、最初の合祀でもあることから、軍との連絡、合祀者の選定、合祀されなかった者に関する文書などの面で内容が最も充実している。第二、三番目のファイルについては、合祀者の数が少ないこともあるが、文書の数も少なく、また、事務的に整った文書がほとんどである。

『日本赤十字社社史稿』は、日赤の正式な社史を編纂されるための資料とされ、そのために社史ではなく、社史稿とされているが、事実上の社史である。明治四十四（一九一一年）に第一巻が発行され、これまで十一巻が発行され

たが、いずれも日赤が編集、発行している。第五卷までの日赤社史稿には、靖國神社合祀についての記録があり、合祀者および合祀日という基本的な事項が記されているが、陸海軍省との交渉や合祀の基準などについては触れられていない⁽⁵⁾。また、太平洋戦争で死亡した救護員の合祀については、日赤社史稿には一部を除いて記載されなくなった。

日赤の一次史料以外については、アジア歴史資料センターで「靖國神社」および「日本赤十字社」のキーワード検索により、おもに陸軍省大日記を中心とした史料二十一件が該当したが、殉職救護員を靖國神社へ合祀する軍内部の議論、あるいは日赤と軍との協議を記した史料はなかった。靖國神社が編集した史料については、『靖國神社忠魂史』に日赤殉職救護員についての記述があり、とくに日清戦争、日露戦争そしてシベリア出兵で死亡した看護婦の合祀については、女性祭神殉難誌にまとめられている⁽⁶⁾。『靖國神社史』および『靖國神社百年史』には、日赤殉職救護員に関する記述はとくにない⁽⁷⁾。

本稿では、日赤の一次史料のうち、『救護員死没者靖國神社合祀関係 自三十二年至四十年』を用いて、主に日露戦争の日赤殉職救護員の靖國神社合祀を明らかにする。また、当時の新聞・雑誌および日赤の機関紙を参照して、合祀がどのように日赤および一般に受け取られたかについて

も明らかにする。

三 日露戦争殉職救護員合祀

(一) 日清戦争殉職救護員合祀申請

日露戦争に先立ち、日清戦争の救護に派遣された救護員で、死没した者二十七名のうち二十五名について、「国事ノ為メニ斃レタル儀ニ付特別ノ御詮議ヲ以テ」日赤は靖國神社に合祀をするよう陸軍に依頼した⁽⁸⁾。二十五名の内訳は、医員二名、看護人伍長一名、看護婦四名、看護人十八名であった。この合祀が実現すれば、日清戦争の殉職救護員が日赤にとつて初めての合祀になるはずであったが、日赤の依頼にたいして、陸軍からは正式な回答は結局なく、日露戦争の日赤殉職救護員が最初の合祀者となる。日清戦争殉職救護員が合祀されるのは、三十年以上経った昭和四年であった。

(二) 日露戦争にかかる日赤殉職救護員合祀

明治三十七（一九〇四）年二月八日に始まった日露戦争において、日赤は救護班一四八個、病院船（博愛丸および弘濟丸）二隻、患者輸送縦列一個、衛生材料庫一個の計一五二個、救護員総計五一七〇名を救護に派遣した⁽⁹⁾。救護班

のおもな活動は、戦地の兵站病院および内地の陸軍予備病院での傷病兵救護、右二隻の病院船および陸軍病院船十八隻内での傷病兵救護、そしてロシア人捕虜のうちで負傷した捕虜の救護であった。なお、看護婦は戦地に派遣されず、病院船および内地での勤務をおこない、戦地で傷病兵の看護にあたったのは男性の看護人であった。⁽¹⁰⁾

日清戦争死没者合祀については、前述のとおり、三十年以上かかったが、日露戦争の戦死者合祀は短期間でなされた。明治三十九(一九〇六)年八月三十一日付日赤文書によると、戦争中に病気になり、死亡した救護員を靖國神社へ合祀することについて、陸軍と交渉し、合祀希望者の取り調べ調書を陸軍へ提出することとなった。⁽¹¹⁾ 陸軍は日露戦争へ「従事シタル陸軍軍人軍属ニシテ公務上傷痍疾病ニ因リ死没シタル者」を靖國神社に「特別合祀」することとなり、合祀者の取り調べを行うこととなったが、日赤もこの手続きにしたがうこととなった。

合祀の対象者は、日本がロシアと国交断絶をした明治三十七年二月六日からポーツマス条約が発効した三十八年十月十六日の間に「戦役ニ従事シタル陸軍軍人軍属」で「死没シタル者」か、あるいはこの期間に病気になるか、傷を負い、明治四十年二月末までに死亡した者であった。⁽¹³⁾ 死亡の原因については、左の理由が列挙されている。

一、戦地ニ於テ公務若ハ避クヘカラサル災害ノ為ニ死没シタル者

二、戦地ニ於テ伝染病若ハ流行病ニ罹リ又ハ公務ノ為傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ死没シタル者

三、戦地ニ於テ死因不明ノ者又ハ自己ノ作為ニ因ラサル傷痍若ハ自己ノ不摂生ニ因ラサル疾病ノ為死没シタル者

四、戦地ニ在ラサルモ戦役事務ニ関シ公務上伝染病若ハ流行病ニ罹リ又ハ避クヘカラサル災害ノ為死没シタル者

五、俘虜トナリ死没シタル者若ハ戦地ニ於テ自殺シタル者ニシテ其ノ情状特別合祀ト認ムヘキ者

合祀を申請する書類には、戸籍抄本が必要であり、死亡者の遺族が在籍する場所の役場に直接請求することと定められていたため、日赤では、関係の役場に問い合わせた。⁽¹⁴⁾ そして、日赤はまず、陸軍省医務局長小池正直にたいして合祀者の名簿を送付し、そのうえで、十一月二十八日付文書で陸軍大臣寺内正毅にたいして正式に合祀を出願した。⁽¹⁵⁾ 小池医務局長に送付した文書によると、明治三十七年二月から三十九年八月末までの間に死亡した救護員は計百七名、そのうち八十八名を合祀該当者とした。⁽¹⁶⁾ そして、靖國神社への日赤殉職救護員合祀者は七十七名と決定、「特旨」に

より明治四十年五月に臨時合祀されることとなった。⁽¹⁸⁾

合祀者の内訳は、医長一名、医員三名、調剤員一名、書記一名、看護婦長二名、看護人長四名、看護婦二十名、看護人三十四名、輸送人十名、運転士一名であった。さらにそのうち、看護婦長と看護婦の計二十二名は女性であった。死亡原因としては、腸チフスが三十六名と圧倒的に多く、次に赤痢、肺結核、脚気がそれぞれ五名、急性脳膜炎が三名、左側肋膜炎が二名であった。⁽¹⁹⁾

死亡した場所としては、広島予備病院と自宅が各十名、続いて、遼陽兵站病院九名、鳳凰城兵站病院七名、県立広島病院五名、大平安兵站病院、鉄嶺兵站病院、青泥窪兵站病院が各三名、⁽²⁰⁾ 營口兵站病院、仁川兵站病院、大連兵站病院が各二名であった。外地および船内で死亡した者が四十五名、日本国内で死亡した者が三十二名と、外地で死亡した者の方が多かったことがわかる。日露戦争においては、看護婦は病院船を除いて海外には派遣されなかったため、外地で死亡した者は、陸軍病院船樺太丸に乗船し、輸送患者を看護していた胆石疝で龍巖浦に停泊中死亡した知野ヤスを除き、全員男性であった。⁽²¹⁾

合祀者の決定通知を受けて、日赤本社は各支部および本社に属していた救護員の遺族にたいして臨時合祀について通知した。⁽²²⁾ 臨時大祭委員から遺族にあてた注意文書による

と、五月一日夜に招魂祭が、二日から五日まで臨時大祭が開催され、遺族には臨時大祭委員から参拝案内状が発送されることとなっていた。⁽²³⁾ 参拝遺族は、地方の区分にしがたつて、五月二日から五日の割り当てられた時間に参拝するよう指定された。また、参拝に加えて、他の行事にも遺族は参加することができた。赤坂・浜町離宮御苑などの特別な参観、小石川後楽園、遊就館、近衛歩兵第一旅団兵営、淀橋浄水場や「各種ノ余興等」の観覧が遺族に許された。また、大祭の余興として、「大相撲、煙火、能楽、太神楽、探海燈、里神楽、擊劍柔術」が催された。そして、参拝遺族への便宜として、往復の鉄道・船舶の運賃がすべて五割引となった。

日赤殉職救護員の靖國神社合祀については、「至仁ノ聖旨感泣ノ至リニ不堪」と各支部・遺族への通知にあるが、⁽²⁴⁾ 他方、死亡した日赤救護員三十名は合祀されず、本社に調査事項に該当しなかったため、合祀されなかった旨、関係支部に通知した。⁽²⁵⁾ しかし、とくに佐賀支部はこれに対して不満を示した。佐賀支部長香川輝（当時の佐賀県知事）は日赤社長松方正義あてて文書のなかで、佐賀支部から派遣された二名の看護婦西村シヨと古賀ヌイが合祀されなかったことについては「一応了承」とした。⁽²⁶⁾ しかし、そのなかでも古賀ヌイは、広島予備病院江波分院で腸チフスおよび肺結

核の患者を看護し、「元来身体強健ニシテ派遣以來一日モ

勤務ヲ欠キタル事ナク数ヶ月間此ノ恐ルヘキ伝染性ノ患者ヲ看護精勵ク其職務ヲ尽シタル結果終ニ感染シタルモ勉

メテ勤務ヲ全フシ」だが、帰還後の明治三十九年十二月一日に死亡した。香川は、外科病棟を担当して伝染病に感染した看護婦と比較しても、「伝染病院結核室ヲ担当シ該病

ニ感染シ死亡シタルハ最モ適切ノ「合祀」該当者」であるとして、特別の取り計らいを求めた。これにたいして、日赤社長は、古賀が死亡したのは平和が回復した三十八年十月十六日の後であり、合祀基準に沿わないとして回答した。

臨時祭典への日赤の参加については、陸海軍大臣に救護員の参加を申し出、両大臣の許可を得た。そして、日赤各支部に日露戦争で救護に関係した者から参列者を選定するよう依頼した。⁽³⁰⁾参列者は救護員制服を着用し、「今回二限り特ニ佩剣」を許されたが、支部に準備がない場合は、本部で貸与することとなった。⁽³¹⁾五月二日、日赤本社・支部から二二〇名が参拝したが、この際、「看護婦長及び看護人

長以下は中隊編成にて川合理事之れを率い書記以上は列外として其後に続き隊伍整々として本社を出発した」と、日赤の機関紙『日本赤十字』にそのときの模様が記されている。⁽³²⁾大半の支部から参列者が出席したが、不参加の支部には「合祀セラレタル者無」いため参列者を派遣しなかった

佐賀支部も含まれていた。⁽³³⁾

(三) 合祀への反応

この合祀については、軍人ではない日赤殉職救護員が、軍人と同じく靖國神社に合祀されたことについて名誉であると、日赤はもちろんのこと当時の社会にも受けとめられた。とくに殉職看護婦の合祀については女性初とされ、注目された。⁽³⁴⁾

これをよく示しているのが、当時の日赤機関紙『日本赤十字』に掲載された記事である。合祀が公表された後に発行された四月二十五日号には、「殉職救護員の光栄」と題して、以下のように評されている。

惟ふに此等救護員は固より国難に殉したるものとは云へ、軍人に等しく靖國神社に合祀せらるゝが如き、是れ実に破格の恩典、無上の名譽光栄と謂はざる可からず、殊に看護婦の如き婦人の身を以て合祀の榮譽を得るが如き未だ曾て前例あるを聞かざる也。⁽³⁵⁾

当時の新聞も、日赤殉職救護員の合祀を榮譽あるものとして取り上げた。詳細に報じたのは、読売新聞であり、「靖國神社に合祀さると看護婦(婦人の合祀は今度が初め)」というタイトルで、赤十字の救護活動、死亡した者のうちの合祀者数をふれたうえで、「婦人の合祀は靖國神社創立

以来今回が初めてなれば、ここに改めて此の荣誉の御思召にあづかれる人々の指名を列記せん」として、とくに看護婦合祀者の氏名、本籍、年齢を列挙した。⁽³⁶⁾

女性の新聞・雑誌は、特に看護婦の合祀を大きく取り上げた。愛国婦人会の新聞『愛国婦人』は、看護婦の合祀について、「我国婦人歴史に於ける空前の事にして、実に婦人界の光榮なりといふべし」と評価している。⁽³⁷⁾ また、『婦人新聞』は、女性の合祀はこれが初めてであり、「合祀の榮を蒙れる」女性全員の氏名、役職、本籍族称を掲載した。⁽³⁸⁾

三 その後の殉職救護員の靖國神社合祀

日露戦争後の合祀以降にも、日赤殉職救護員は靖國神社に合祀されたが、日露戦争の殉職救護員ほど注目を集めることはなくなった。日赤殉職救護員が合祀されるのは、「当然というルールが確立した」のである。⁽³⁹⁾ シベリア出兵に際して、日赤は救護班を派遣したが、死亡した看護婦二名と雑役夫一名の計三名が大正十五（一九二六）年四月二十八日に「特別ヲ以テ」合祀された。⁽⁴⁰⁾ もっとも、日赤機関紙『博愛』には、合祀についての基本的な情報が記されるに止まり、日露戦争の殉職救護員合祀の際のような特別な反応は掲載されなかった。⁽⁴¹⁾

先述のとおり、日清戦争で死亡した救護員の合祀につい

ては、正式な決定が陸軍から日赤にもたらされず、いわば棚上げされた状態にあったが、昭和になってこれが実現した。すなわち、昭和四年四月十三日に医員二名、看護婦三名、看護人十六名計二十一名が合祀されたのである。⁽⁴²⁾

日中戦争から太平洋戦争において死亡した救護員の合祀に関しては、昭和十一年から二十年を扱った『日本赤十字社社史稿』の、昭和二十年末までの死亡者計八三五名のうち、「靖國神社合祀の手續を終了したものは二三柱である」という記述を最後に、⁽⁴³⁾ その後の日赤社史稿では全く触れられなくなり、日赤の史料では不明なのが現状である。

四 おわりに

日赤の事業は、太平洋戦争の前後で大きく異なった。戦前は、日赤の中心的な事業は戦時救護であったが、これは赤十字の創設者アンリ・デュナンが『ソルフェリーノの思い出』⁽⁴⁴⁾ において傷病兵を救護する団体を組織することに源流をもち、日赤だけではなく、欧米の赤十字社も戦前には等しく行っていた事業であった。しかし、戦後は、日赤も含めて赤十字社の主な事業は、災害救護、医療、福祉事業など平時事業に変化していった。

戦後は新しい憲法のもと、日赤は「日本赤十字社法（昭和二十七年八月十四日法律第三百五号）」により、「赤十字に

関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする」(同法第一条) ようになり、監督官庁も厚生労働省になった(同法第三十六、三十八条)。戦時救護はおこなわれなくなり、現在、日赤内でも殉職救護員が靖國神社に合祀されていることを知っているのは、むしろ少数であろう。

日赤が戦後、平時事業に特化したのは時代の趨勢として当然であるが、平成二十六年に一三七周年を迎えた日赤の基盤が、戦前の戦時救護事業をとおして形成されたのは事実である。本稿では、日露戦争の殉職救護員合祀をおもに扱ったが、日清戦争から太平洋戦争までの日赤殉職救護員の靖國神社合祀については不明ことが多い。来年には太平洋戦争終結七十周年を控え、そして日赤創立一五〇周年もそう遠くない将来迎えることになる。戦時救護事業を支え、そして殉職した救護員がどのように慰霊・追悼されたのか、明らかにすることが求められている。

註

(1) 日本赤十字社戦時救護規則第三十三、三十九条。日本赤十字社編『日本赤十字社救護員必携』日本赤十字社、一九〇三年、三十五頁。

(2) 川口啓子「従軍看護婦派遣への道程に関する研究ノート(2)・・・日露戦争を中心に」『創発・大阪健康福祉短期大学紀要』第三卷、二〇〇五年、八十三―九十五頁。山本捷子「戦前の日本赤十字社看護婦の思想形成の背景にあるもの」『日本赤十字秋田短期大学紀要』第二卷、一九九八年、十七―二十三頁。

(3) 秦郁彦「靖國神社の祭神たち」新潮社、二〇一〇年、八十八―九十二、二二二―二二七頁。

(4) 『救護員死没者靖國神社合祀関係 自三十二年至四十年』(書類編纂番号「三八一」)、西伯利派遣救護員死没靖國神社合祀 大正十五年(書類編纂番号「三四九一」)、明治二十七八年戦役救護員死没者靖國神社合祀 昭和四年(書類編纂番号「二五四七」)。博物館明治村所蔵・日本赤十字豊田看護大学保管。

(5) 靖國神社合祀について扱っている日赤社史稿は以下のとおりである。『日本赤十字社史稿』一九一一年。『日本赤十字社史稿』下巻、一九二九年。『日本赤十字社史稿』第四卷、一九五七年。『日本赤十字社史稿』第五卷、一九六九年。日赤社史稿の名称は、第四巻まで統一されていないが、第五巻以降は『日本赤十字社史稿』に統一された。なお、本稿では特定の巻を指さない場合、日赤社史稿とする。

(6) 靖國神社社務所編『靖國神社忠魂史』第五卷、靖國神社社務所、一九三三年、余誌二十五―三十二頁。

(7) 靖國神社編『靖國神社史』靖國神社、一九一一年。靖國神社編『靖國神社百年史』資料篇上中下・事歴年表、靖國神社、一九八三年(資料篇上中)、一九八四年(資料

篇下)、一九八七年(事歴年表)。

(8) 明治三十二年七月二十一日付日赤社長佐野常民發陸軍大臣桂太郎宛準甲第一五七号文書。「救護員死没者靖國神社合祀関係 自三十二年至四十年」所収。

(9) 喜多義人「ジュネーブ条約締約国間の日露戦争」黒沢文貴・河合利修編『日本赤十字社と人道援助』東京大学出版会、一〇八頁。「日本赤十字社史稿」一九一一年、一三六―一三六七頁。

(10) 日露戦争における日赤の救護に関わった男性の看護人は一二九〇名、看護婦は二六八九名であった(看護婦長、看護人長は除く)。喜多、同右、同右頁および同右「日本赤十字社史稿」、一五四―一五八頁。以降の戦時救護においては、徐々に看護婦が多くなり、昭和十二年七月から昭和二十年八月の間に戦時救護に派遣された救護班人員の内訳には、看護人自体がなくなった。「日本赤十字社史稿」第五卷、一七九頁。

(11) 明治三十九年八月三十一日付一ノ一庶第九六九号文書「救護員死没者靖國神社へ合祀ノ件」。「救護員死没者靖國神社合祀関係 自三十二年至四十年」所収。陸軍との交渉の詳細に関する文書はファイルに収められておらず、不明である。なお、決裁文書の書式には、起案、決判、処行の日付欄があるが、本稿では、処行に日付がある場合はその日付を用い、それがない場合は起案の日付を用いることとする。

(12) 明治三十九年八月二十日付満發第三三三三六号文書(タイトルなし)。同右所収。

(13) 明治三十九年八月二十日付満發第三三三三六号文書別紙甲

号(書式)「靖國神社臨時特別合祀陸軍軍人軍属名簿」。同右所収。

(14) 明治三十九年十月二十九日付一ノ一庶第一〇七六号文書「病死救護員戸籍抄本取寄セノ件」。同右所収。

(15) 明治三十九年十一月十五日付一ノ一庶第一一〇三号文書「靖國神社合祀救護員名簿医務局長へ送付ノ件」および明治三十九年十一月二十八日付一ノ一庶第一一七号文書「救護員靖國神社へ特別合祀ノ儀陸軍大臣へ出願ノ件」。同右所収。

(16) 同右明治三十九年十一月十五日付一ノ一庶第一一〇三号文書。

(17) 明治四十年四月五日付一ノ一庶第一九七号文書「本社救護員靖國神社へ特別合祀ノ件」。「救護員死没者靖國神社合祀関係 自三十二年至四十年」所収。

(18) 第三十三回合祀明治四十年四月十五日寺内陸軍大臣告示。靖國神社編『靖國神社史』、一〇一頁。

(19) 原則として、前掲明治三十九年十一月十五日付一ノ一庶第一一〇三号文書に添付されている「靖國神社臨時特別合祀日本赤十字社救護員列次人名簿」による。その他は、腎臓炎、腸チフス兼脚気、急性腹膜炎、急性肺結核、肋膜炎、急性気管支カタル、大腸カタル、慢性胃カタル、肺炎、マラリア兼脚気、狂犬病、右胸膜炎及び肺結核、肋膜炎、脚気兼尿道狭窄症、悪性マラリア、腸チフス兼肺炎、急性気管支カタル兼脚気、クルップ性肺炎、胆石症、肝臓打撲、右胸膜炎他複数の病名併記の各一名(順不同)。病名は、文書によるが、一部、漢字をカタカナにした。

- (20) 同右文書による。その他は一名ずつで、海城、海城北開、寛甸、岫巖、近白子、安東県、賽島集、城廠、旅順の各兵站病院、金沢と善通寺の各予備病院、連刀灣、連山閣、草河口の各患者療養所、日本赤十字社病院、第二十八救護班宿舍、京都医科大学附属病院、大阪、広島市博愛病院、船中、陸軍病院樺太丸であつた。
- (21) 明治三十九年八月二十日付満發第三三三六号文書乙号(用紙)「靖國神社臨時特別合祀陸軍軍人軍属名簿」に記入された情報による。『救護員死没者靖國神社合祀關係 自三十二年至四十年』所収。
- (22) 明治四十年四月十九日付一ノ一庶第二二三号文書「本社救護員靖國神社へ臨時合祀被仰出候ニ付關係支部へ通牒并テ本部直轄員タリシ者ノ遺族へ通知ノ件」。同右所収。
- (23) 明治四十年四月付明治四十年五月靖國神社臨時大祭委員「靖國神社合祀者遺族注意」文書。同右所収。
- (24) 明治四十年四月十九日付一ノ一庶第二二三号文書。同右所収。
- (25) 明治四十年四月二十五日付一ノ一庶第二四八号文書。同右所収。調査事項については、上記の明治三十九年八月二十日付満發第三三三六号文書別紙甲号にある五つの事項が掲げられていた。
- (26) 明治四十年四月二十九日付日本赤十字社佐賀支部長香川輝發日本赤十字社長松方正義宛佐支發第七五二文書。同右所収。
- (27) 明治四十年五月十日付一ノ一庶第二九七号文書「故看護婦古賀ヌイ合祀ニ関シ佐賀支部長へ回答ノ件」。同右所収。明治四十年四月二十日付一ノ一救第四一五号文書「靖國
- (29) 神社臨時祭典ニ本社救護員ヲ參列セシムル件」。同右所収。明治四十年四月二十九日付陸軍大臣寺内正毅・海軍大臣齋藤実發日本赤十字社宛陸軍省受領書第六七二号文書。同右所収。
- (30) 明治四十年四月二十日付一ノ一救第四一五号文書。同右所収。
- (31) 同右文書。
- (32) 『日本赤十字』第二〇二号、明治四十年五月五日發行、十六頁。ルビは省略。
- (33) 明治四十年四月二十五日付佐賀支部長香川輝發日本赤十字松方正義宛佐支發第七五二号文書。『救護員死没者靖國神社合祀關係 自三十二年至四十年』所収。
- (34) 女性合祀者に関して、最初の合祀者は、戊辰戦争で死亡した秋田藩の農婦山城美与であり、明治二年六月二十八日に合祀されたが、当時の新聞および日赤の史料で、この点について触れたものはなかった。山城美与合祀については、秦、八十八頁。また、女性合祀者の統計については、靖國神社編『靖國神社百年史』資料篇上、三六三―三六七頁。
- (35) 『日本赤十字』第二〇一号、明治四十年四月二十五日發行、三頁。ルビは省略。
- (36) 『読売新聞』明治四十年四月二十一日朝刊、三頁。ルビは省略。
- (37) 『愛国婦人』第二二七号、明治四十年五月五日發行、一頁。『愛国婦人』明治期復刻版 第六卷、柏書房、二〇〇八年、一五三頁に復刻。ルビは省略。
- (38) 『婦女新聞』第三六三三号、明治四十年四月二十二日發行、

- 二頁。故福島四郎編『婦女新聞』第八卷 明治四十年、不二出版、一九八三年、一三八頁に復刻。ルビは省略。
- (39) 秦、八十九頁。
- (40) 『日本赤十字社史続稿』下巻、五八九―五九〇頁および附録六一頁。
- (41) 『博愛』第四六八号、大正十五年五月十日、四十五頁。『日本赤十字』は、大正二年十一月号より『博愛』に改称された。
- (42) 『日本赤十字社史続稿』第四巻、一三二頁。
- (43) 『日本赤十字社史稿』第五巻、二〇三頁。
- (44) アンリー・デユナン著・木内利三郎訳『ソルフェリーノの思い出』第十四版、日赤会館、一九九七、一四三―一四六頁。

(日本赤十字豊田看護大学教授)